

# 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱

制 定 平成18年8月17日 まち建企第418号

最近改正 令和6年4月1日 建建防第3646号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多数の者が利用する民間建築物の壁、柱、天井等にある吹付けアスベスト等の飛散による健康障害を予防し、市民の安全・安心を図るため、アスベスト除去等を行う者やアスベスト含有調査を受ける者に補助等を行う横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業について必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱は、次に掲げる法令等の規定等に基づき実施する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)
- (4) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号)
- (5) 横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(2) 吹付けアスベスト等

吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものをいう。

(3) アスベスト除去等

壁、柱、天井等にある吹付けアスベスト等の除去、封じ込めで別表1(い)項に適合するものをいう。

(4) アスベスト含有調査

市長が専門業者に委託し行うもので、吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る別表1(ろ)項に適合する調査を行うために試料を採取し、分析調査を行うことをいう。

(5) 多数の者が利用する建築物

次に掲げる用途の建築物のうち、多数の者が利用するものをいう。

- ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- イ 病院又は診療所
- ウ ホテル又は旅館
- エ 共同住宅又は寄宿舍
- オ 児童福祉施設等
- カ 学校
- キ 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- ク 博物館、美術館又は図書館
- ケ 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- コ 展示場
- サ 飲食店、キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- シ 遊技場
- ス 公衆浴場
- セ 倉庫
- ソ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- タ 事務所
- チ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ツ 駅舎
- テ 工場
- ト 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（前各号に掲げる建築物に付属するものを含む。）
- ナ その他市長が必要と認めるもの

(6) 民間建築物

次に掲げる建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他の公共団体（独立行政法人、地方住宅供給公社等）が単独で所有するもの及びその部分を除く。

- ア 法第6条第1項の規定による確認を受けた建築物
- イ 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等が法第18条第2項の規定による通知を行った建築物のうち分譲等を行ったもの

(7) 所有者等

次に掲げる者をいう。

- ア この事業の対象となる建築物の所有者（複数の者が共同所有する場合は、共同所有者全員により合意された代表者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく管理組合又は管理者）

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(8) 建築物石綿含有建材調査者等

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

(9) 調査者

市長から受託し、アスベスト含有調査を行う専門業者をいう。

（補助等）

第3条 市長は、対象建築物の所有者等がアスベスト除去等を行う場合の費用について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市長は、対象建築物の所有者等の申請に基づき、予算の範囲内において市の費用負担により、アスベスト含有調査を行う。

（補助等対象建築物）

第4条 前条の対象建築物は、次の各号すべてに適合するものとする。

(1) 民間建築物のうち、多数の者が利用するものであること。

(2) 除却する予定がないこと。

(3) アスベスト含有調査又はアスベスト除去等を行おうとする部分において、次のすべてに適合すること。

ア 吹付けアスベスト等が施工されていること（アスベスト含有調査にあつては、施工されているおそれがあること。）。

イ 共同住宅の専用部分及び寄宿舍の住室でないこと。

ウ 除却する予定がないこと。

(4) アスベスト除去等においては、アスベスト除去等に関し、他の補助金の交付を受けていないこと。また、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5) アスベスト含有調査においては、他の補助金の交付又は含有調査を受けていないこと。

また、過去にこの要綱に基づく補助金の交付又は含有調査を受けていないこと。

(6) 平成18年9月30日以前に法第6条第1項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知を受けて着工されたものであること。

（対象区域）

第5条 この事業の対象区域は、横浜市全域とする。

(補助金の交付又は調査実施の依頼手続き)

第6条 横浜市民間アスベスト対策事業における補助金の交付又は含有調査は、別に定める「横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領」の規定に基づき実施する。

(監督等)

第7条 市長は、アスベスト除去等の補助を受ける者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な助言、勧告等を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な細目は、建築局長が別に定めることができる。

#### 別表1

(い)	1 アスベスト除去等における施工方法が次のいずれかによるもの (1) (財) 日本建築センターが編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に掲げる工法 (2) (財) 日本建築センター及び(財) ベターリビングが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法 (3) 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に掲げるそれぞれの工法 2 アスベスト除去等に関する事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者等が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施するものとする。
(ろ)	1 アスベスト含有調査の分析方法は、以下に適合するものとする。 (1) 定性分析による調査方法は JIS A 1481-2 2016「試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」であること。 (2) 定量分析による調査方法は JIS A 1481-3 2014「アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」であること。 2 アスベスト含有調査は、建築物石綿含有建材調査者等が実施するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成22年3月31日まち建企第1897号による改正前の横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱第2条第1項第3号アに規定する事業（アスベスト含有調査）は、第4条第3号において、第2条第4号に規定する事業（アスベスト含有調査者派遣）と同一とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日まち建企第1897号による改正前の横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱第2条第1項第3号アに規定する事業（アスベスト含有調査）、及び平

成30年5月1日建建防第4238号による改正前の横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱第2条第4号に規定する事業（アスベスト含有調査者派遣）は、第4条第3号において、第2条第4号に規定する事業（アスベスト含有調査）と同一とみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。